

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 工藤 将之

| 年 月 日 | 令和5年9月27日 | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|---------|--------------|
| 表題と発行部数 | 広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.1」 15万4千部のうち19,000部（個人追加作成8,000部） | | | |
| 対象者 | 奈良県内 | | | |
| 配布方法 | 桜井市内新聞折込（18,000部：R5.8.20折込） 街頭配布（1,000部） | | | |
| 発行目的 | 6月議会報告を行う | | | |
| 按分率の説明 | 按分率100% | | | |
| 内容 | 6月議会報告 | | | |
| 編集・制作・ 発送等に要した 経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 |
| | 広報誌作成 | 株式会社 プリトア ップ・スタイル | 25,696円 | @3.212×8000部 |
| | 新聞折込 | 株式会社 プリトア ップ・スタイル | 59,400円 | @3.3×18,000部 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | ※100%充当 合計 85,096円 | | | |
| 備考 | 添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.1 | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

維新が本音で新しい奈良

奈良県議会会派 日本維新の会

日本維新の会NEWS vol.01 2023

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員控室)

よつね いさお
松尾勇臣

生駒郡

・建設委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

さとう みづのり
佐藤光紀

生駒市

・建設委員会
・南北振興対策・地域公共交通対策特別委員会

こばやしまこと
小林誠

生駒郡

・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・
スポーツ振興対策特別委員会

ふくにしひろみち
福西広理

橿原市

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会
・健全運営委員会

関本真樹
関本真樹

大和郡山市

・文教くらし委員会
・南北振興対策・
地域公共交通対策特別委員会

まつき しゅういちろう
松木秀一郎

奈良市・山辺町

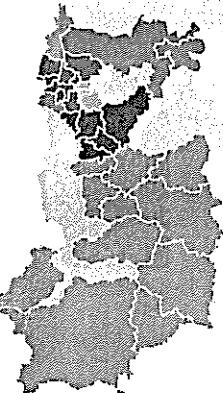
・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・
スポーツ振興対策特別委員会
・南北振興対策委員会

やまとようへい
山田洋平

生駒市

・文教くらし委員会
・南北振興対策・
地域公共交通対策等特別委員会

**山下知事とともに、
県民目線の
「奈良県大改革」に
挑みます!**



メンバー紹介

しみず つとむ
清水勉

北葛城郡

・総勢監察委員会
・地域防災対策特別委員会
・健全運営委員会

なかがはなたかし
中川崇

奈良市・山辺町

・建設委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・
スポーツ振興対策特別委員会

くどう まさゆき
工藤将之

桜井市

・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

はらやまとだいすけ
原山大亮

橿原市・高市郡

・税務監察委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会
・健全運営委員会

ふくだときや
福田倫也

大和高田市

・厚生委員会
・南部・東部地域振興対策特別委員会

きよよた のりあき
清田典章

香芝市

・経済労働委員会
・少子化対策・女性の活躍促進・
スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわ だいち
星川大地

奈良市・山辺町

・文教くらし委員会
・総合防災対策特別委員会

奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。

改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で

積極的に発言や提言を行いました。

さらに私たちとは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。

これまで少數会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は

少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が評決を示し、賛成16、反対26。

自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、

この反対をした議員たちはことあるごとに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか？

こんな奈良県議会でいいのでしょうか？

私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様に包み隠さずお知らせし、

山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。

今後の私たちの活動にご注目ください。

奈良県議会会派「日本維新の会」

令和5年 6月定例会

議員報酬2割削減 案例改正案を提出

議員別の表決結果

議員報酬
2割削減案

自由民主党・無所属の会

日本維新の会

公明党

改新なら

議
決
結果

| | 永川口恒信 | 芦高清成樹 | 金山進一 | 正田信義 | 若林かずみ | 斎藤有紀 | 伊藤尚己 | 小池敦史 | 浦野延良 | 西川寅貴 | 池田均 | 米谷浩之 | 粒谷惟允 | 田中義雄 | 荻田雅史 | 岩田正徳 | 中野進 | 山岡洋平 | 井川松木秀一郎 | 黒川山田洋輔 | 酒井眞樹 | 福西廣理 | 工藤大地 | 中原山洋平 | 佐藤大亮 | 小林光輝 | 清水勉 | 山本勇臣 | 阪口幸代 | 大國義明 | 西村正博 | 河野良次 | 森山賀文 | 山村幸穂 |
|------|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|-----|------|---------|--------|------|------|------|-------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| ○=賛成 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 否決 |

○=賛成

×=反対

共=日本共产党

令和5年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

松尾 勇臣 議員

- ① 関西広域連合への全部参加について
- ② 令和5年度予算執行査定について
- ③ 女性の活躍促進について
- ④ 子育て支援について
- ⑤ 描く産業の成長戦略について
- ⑥ 身を切る改革について



一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県の観光交通戦略について
- ② 「空の移動革命」について
- ③ 奈良県のGX推進について
- ④ 奈良県産材の利用促進について
- ⑤ 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

質問 大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきです。

答弁 空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実験にむけて」パンフレット

原山 大亮 議員



- ① 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- ② 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- ③ 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

質問 これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方のもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

答弁 橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的の運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

小林 誠 議員



- ① 西和医療センターの移転・再整備について
- ② 大和川における遊水地事業の整備状況について
- ③ 県道法隆寺線のパリアフリー化について
- ④ 離婚後の面会交流への公的支援について
- ⑤ 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

質問 発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

答弁 今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

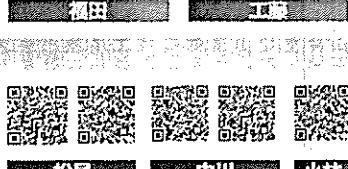
総務警察委員会



清水

原山

厚生委員会



建設委員会



松尾 中川 小林

経済労働委員会



佐藤

松本

清田

文教くらし委員会



福西

関本

星川

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 日本維新の会 工藤 将之

| | | | | | |
|-------------------------------|--|------------|-------------|--------|-------|
| 年 月 日 | 2023年11月8日～同年11月9日 | | | | |
| 政務活動先 | 11月8日 ① メディカルインフォマティクス株式会社（東京都千代田区） 11月9日 ② Startup Side Moriya（茨城県守谷市） | | | | |
| 政務活動の目的 | ① 在宅医療・へき地医療の現状と課題についての調査 ② スタートアップ支援についての調査 | | | | |
| 相手方 | ① メディカルインフォマティクス株式会社 ② 株式会社 TSUCREA | | | | |
| 内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと | ① 在宅医療（訪問診療）が活性化することで、救急などの分野にもその効果が波及することがデータで示されているが、担い手不足などでうまく普及していない現状を認識できた。（詳細別紙） ② 自治体規模によるスタートアップ支援のあり方について理解を深めることができた。本県が当事業に取り組む際は県の特色を踏まえた事業を展開する必要があることが理解できた（詳細別紙） | | | | |
| 同行者 奈良県議会議員 小林 福西 関本 星川 山田 議員 | | | | | |
| 視察活動に要した経費 | 行先 | 利用交通機関 | 利用区間 | 金額 | 領収書番号 |
| | メディカルインフォマティクス（株） | 近鉄 | 桜井・京都 | 1,140 | 15 |
| | メディカルインフォマティクス（株） | 近鉄 | 桜井・京都（特急料金） | 920 | 16 |
| | メディカルインフォマティクス（株） | JR 東海（新幹線） | 京都・東京 | 14,170 | 29 |
| | 東急イン品川 | JR | 東京・品川 | 178 | 17 |
| | 東急イン品川 | 京急 | 品川・新馬場 | 150 | 18 |
| | Startup Side Moriya | 京急 | 新馬場・京急品川 | 150 | 19 |
| | Startup Side Moriya | JR | 品川・北千住 | 318 | 20 |
| | Startup Side Moriya | つくばエクスプレス | 北千住・守谷 | 733 | 21 |
| | 帰宅 | つくばエクスプレス | 守谷・秋葉原 | 838 | 22 |
| | 帰宅 | JR 東海（新幹線） | 東京・京都 | 14,170 | 30 |
| | 帰宅 | 近鉄 | 京都・桜井 | 1,140 | 23 |

| | | | | |
|-------------------------------------|------------|----------------|-----|-----|
| 帰宅 | 近鉄 | 京都・桜井（特急料金） | 920 | 24 |
| 宿泊費 | 12,300 円 | 内訳: 東急 EX イン品川 | | 3 / |
| 会費 | 円 | 内訳: | | |
| 合計 47,127 円 (すべて 政務活 動) | | 内訳: | | |
| 添付資料 : | | | | |
| 備考 | 添付資料: 視察資料 | | | |

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

① 在宅医療・へき地医療の現状と課題に関して

令和5年11月8日（水）15：00－17：00

メディカルインフォマティクス株式会社 中川氏

背景

奈良県は全国と同じように高齢化が進んでいる。また、県南部東部を筆頭にへき地医療を守らなければ、住み続けることができない地域が多くある。

このような中で、入院・通院に限らない医療の選択肢や看取りを考えいかなければならぬ。

メディカルインフォマティクス株式会社

主に医療コンサルティングを行う会社であり、首都圏で7,000件以上の訪問診療を行う医療法人のコンサルティングも行っている。また、この医療法人は石垣島や与論島など、へき地での訪問診療も積極的に行っている。

視察内容

- ・訪問医療の果たす役割について
 - ・後期高齢者の年間平均入院日数が41.2日に対して訪問医療利用者は11.5日である
 - ・訪問医療は救急搬送を補完することも可能である
- ・訪問医療の課題点
 - ・訪問医療に対して熱意のある医師がいる地域とそうでない地域に格差ができる
- ・へき地医療の課題点
 - ・給与面の理由などから医療事務などコメディカルが採用しにくい
 - ・医師に関しても基本的に給与が安い

所感

まず、在宅訪問医療に関しては訪問してくれるかかりつけ医がいることで、救急を呼ばずとも症状に対しての問い合わせが可能なため、救急を呼ぶケースを大きく減らすことができるとのことであった。また、救急が増えているのは後期高齢者のみというデータもあり、今後の救急体制の維持のためにも積極的に訪問医療をすすめが必要であると感じた。

次に、へき地医療は奈良県では今後さらに必要性が増すと考えられるが、給与面などの理由で従事してくれる方が見つからないような場合は、県が対応する必要があると思われる。

訪問医療・へき地医療共に高齢者の入院日数を減らすことにつながる取り組みでもあるため、要介護者を増やさないためにも奈良県で取り組みをすすめなければならないと考える。

ANNUAL REPORT 2022



YU SUN SHOU KAI Medical Corporation



医療法人社団 慶利会

〒105-0004 東京都港区新橋 5-14-6 07F



www.yushinkai.jp

代表 03-3289-0606
FAX 03-3289-0607

MICS
MEDICAL INFORMATICS



プログラムマネジメントオフィス

シニアマネージャー

中川 征士

メディカルインフォマティクス株式会社

〒100-0005 東京都千代田区内二丁目1番1号 明治生命館4階

mobile

<https://mics.tokyo>



IS 793656

② スタートアップ支援の現状について

令和5年11月9日（木）12:00-14:00

株式会社ツクリエ 森氏ほか2名

背景

スタートアップ支援については、奈良県でも課をつくり取り組みを始めようとしているが、どのようなことを行っていくかはまだ不明瞭である。奈良県にフィットしたスタートアップ支援を行うためには議員からも積極的にアイデアを出していかなければならない。

株式会社ツクリエ

自主と受託の両施設を運営し、起業支援や起業マインドの掘り起こし、アイデアを世に出すための支援などを行っている。イベントを行うだけでなく、開業率や継続率、伸び率などを数値で達成していくことを目的としている企業。

視察内容

- ・スタートアップ支援の現状

- ・国も予算をかけており全国的にもスタートアップ支援をすすめる雰囲気
- ・東京のスタートアップハブ東京丸の内は会員8万人で年間受託料5-6億円
- ・守谷市での事業は地方創生テレワーク交付金を活用

- ・スタートアップ支援を行うにあたっての注意点

- ・支援の必要性は地域による（どの地域でも必要とは限らない）
- ・過疎地でスタートアップ支援を行っても人口が流出するだけになるケースも

- ・(株) ツクリエから見た奈良の魅力と課題

- ・大都市へのアクセスの容易さ
- ・人を入れることも留めることもできる地域
- ・就職一本で考えると奈良から出ざるを得ない

所感

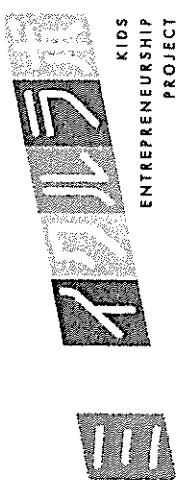
まず奈良県でのスタートアップ支援は必要であると感じた。理由として、今までは若い方々は流出する一方であり、県内で起業してもらえるマインドを醸成しなければならないと考えるため。その際の注意点として今回の視察で学んだことは、決して大阪のスケールダウンしたものであってはならないということである。奈良県の特色を生かした新しいスタートアップ支援を考えなければならないと強く感じた。

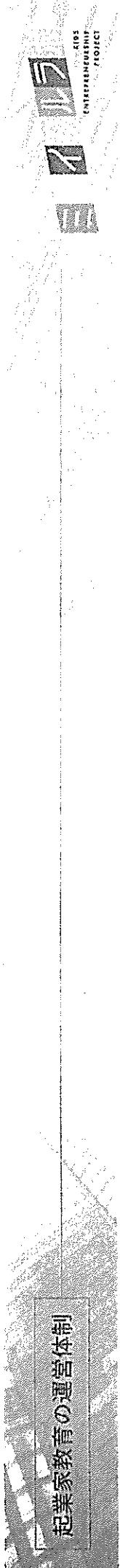
起業家教育事業

株式会社ツクリエ × 株式会社キッズプロジェクト

概要説明

2023.8





会社概要



Website

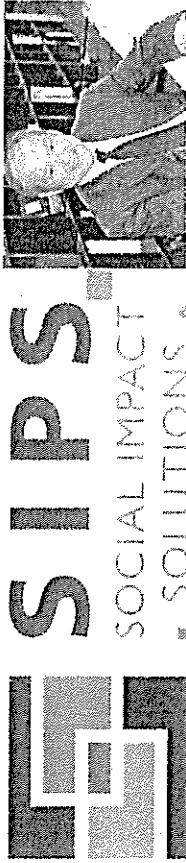


Website

| | | | |
|------|---|------|--|
| 会社名 | 株式会社ツクリ工 | 会社名 | 株式会社キッズプロジェクト |
| 所在地 | 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋III6階 | 所在地 | 〒105-6415 東京都港区虎ノ門1-17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階 |
| 代表者 | 鈴木 英樹 | 代表者 | 小林一博 |
| 設立 | 2005年8月 (2015年3月17日株式会社化) | 設立 | 2020年2月 |
| 事業内容 | 起業支援サービス、インキュベーション事業、事業プロデュース、アクセラレーションプログラム開拓事業、創業投資、他 | 事業内容 | 子どもたちの「すごい！」が見つかるコトやモノの企画、ゲーム、PC等のソフトウェアの企画開発、商業デザイン（企業ロゴ、キャラクター、販促ツール、雑誌広告）の企画制作、書籍・出版・映像・音楽・玩具/広告・宣伝にかかる企画制作 |

グループ企業

グループ企業



SOCIAL IMPACT
SOLUTIONS



mics
MEDICAL INFORMATICS

MedicalInformatics
医療経営に創造的イノベーションを生み出し、地域の医療資源を工シノバワーメントする



Tsucrea
STAFF & CONSULTATION

Tsucrea
インキュベーション施設、コワーキングオフィスの運営を通して企業家を支援



Ion Technology Center
イオン注入、成膜、分析を中心とした技術で、半導体産業の発展に貢献

TSI
Ion Technology Center Co.,Ltd

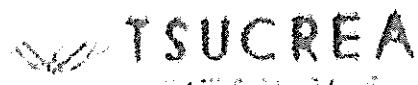
世界の成長企業と日本を繋ぐM&Aアドバイザリー、ベンチャー企業向け事業開発支援



TSt
日本戦略投資株式会社
Japan Strategic Capital
革新的なテクノロジーでクリエイティブな分野への投資ファンド運営

2024年春季に守谷市内に新たな施設開設予定
・看護小規模多機能型居住支援事業
・訪問看護ステーション
・コミュニケーションベース





渡邊 涼太

株式会社ツクリエ

本社：〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階
京都オフィス：〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
大阪オフィス：〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail : [REDACTED] phone : 03-4405-1357

<https://tsucrea.com/>



第一インキュベーションカンパニー

森 哲也 Tetsuya Mori

株式会社ツクリエ

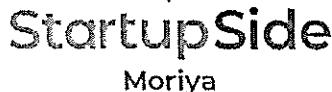
<本社> 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階
<京都オフィス> 〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
<大阪オフィス> 〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail : [REDACTED] phone : 03-4405-1357

コミュニティマネージャー

嶋田 明弘

📞 0297-21-9303

✉ [REDACTED] moriya-info@startupsidemoriya.jp



Website

<https://startupsidemoriya.jp>

〒302-0115

茨城県守谷市中央二丁目53番地 プランチ守谷A010

運営：株式会社ツクリエ

【オフィス：東京、大阪、京都、名古屋、山口】

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 工藤 将之

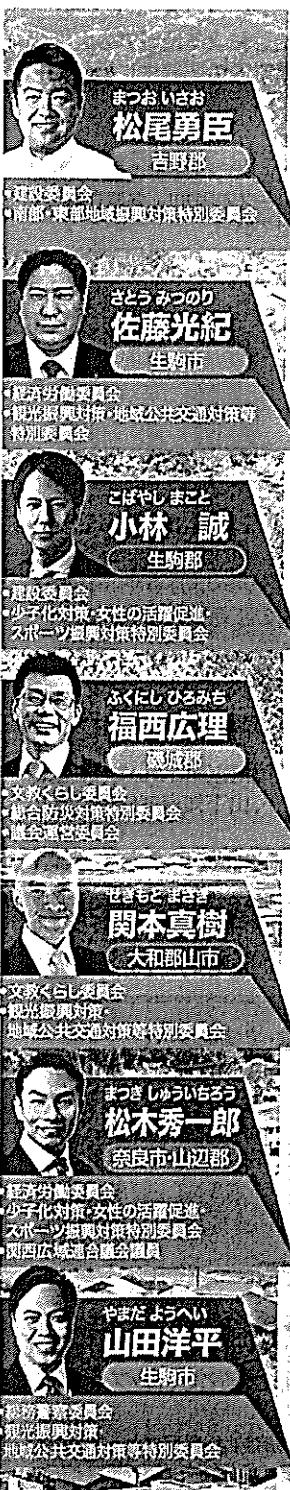
| 年 月 日 | 令和6年1月5日 | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|---------|---------------|
| 表題と発行部数 | 広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.2」 15万4千部のうち18,400部（個人追加作成7,400部） | | | |
| 対象者 | 奈良県内 | | | |
| 配布方法 | 桜井市内新聞折込（17,400部） 街頭配布（1,000部） | | | |
| 発行目的 | 9月議会報告を行う | | | |
| 按分率の説明 | 按分率100% | | | |
| 内容 | 9月議会報告 | | | |
| 編集・制作・ 発送等に要した 経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 |
| | 広報誌作成 | 株式会社 プットア ップ・ス タイル | 23,769円 | @3.212×7,400部 |
| | 新聞折込 | 株式会社 プットア ップ・ス タイル | 57,420円 | @3.3×17,400部 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | ※100%充当 | 合計 | 81,189円 | |
| 備考 | 添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.2 | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS vol.02 2023

奈良県議会会派 日本維新の会

〒630-8501 奈良市豊大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454(日本維新の会議員会)



奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合せをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

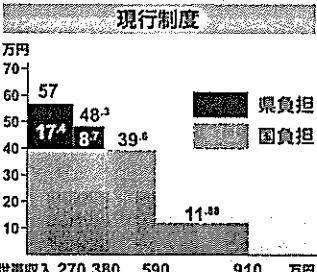
「奈良県大改革」に向け頑張ります。

各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

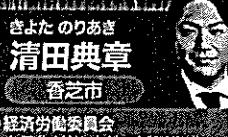
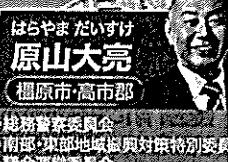
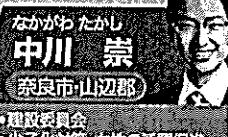
奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ

大型公共事業費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。



メンバー紹介



令和5年 9月定例会

代議質問

一部抜粋



原山 大亮 議員

- ① 大規模広域防災拠点の用地について
- ② 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- ④ 自主財源の確保に向けた施策について
- ⑤ 奈良県の成長戦略について
- ⑥ 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑦ 大学における奨学金制度の周知について

⑦ 大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。

今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、多くの高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- ① 南部東部への観光客誘客について
- ② 奈良県らしい子育て政策について
- ③ 子育て世帯への経済的な支援について
- ④ 多胎児家庭支援について
- ⑤ 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方を聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していく。

福田 倫也 議員



- ① 既存事業の見直しについて
- ② 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- ③ 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- ④ 大和高田市立病院の移転整備について
- ⑤ 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないか」と伝えたところ、「最善案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で建替候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えられており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

関本 真樹 議員



- ① まほろば健康パーク機能強化について
- ② 県営都市公園の効率的な運営管理について
- ③ 奈良県中央卸売市場再整備について
- ④ 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンド等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまで飲食店などの便益施設から使用料收入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンドも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

松木 秀一郎 議員



- ① 民間企業との連携・協働について
- ② 小規模事業者の存続・発展について
- ③ 関西広域での観光について
- ④ 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

自治委員会



建設委員会

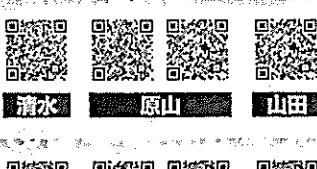


工藤

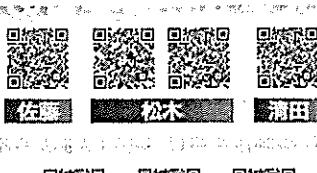
中川

小林

総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 工藤 将之

| 年 月 日 | 令和6年3月8日 | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------|----------|---------------|
| 表題と発行部数 | 広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.3」 15万4千部のうち 17,900部（個人追加作成 6,900部） | | | |
| 対象者 | 奈良県内 | | | |
| 配布方法 | 桜井市内新聞折込（17,400部） 街頭配布（500部） | | | |
| 発行目的 | 12月議会報告を行う | | | |
| 按分率の説明 | 按分率 100% | | | |
| 内容 | 12月議会報告 | | | |
| 編集・制作・ 発送等に要した 経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 |
| | 広報誌作成 | 株式会社 プットア ップ・ス タイル | 22,163 円 | @3.212×6,900部 |
| | 新聞折込 | 株式会社 プットア ップ・ス タイル | 57,420 円 | @3.3×17,400部 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| ※100%充当 | | 合計 | 79,583 円 | |
| 備考 | 添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS Vol.3 | | | |

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS vol.03 2024

奈良県議会会派 日本維新の会 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員控室)

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現

関西広域連合に全部参加決定

情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 維新の会は反対した

議員ボーナス引上げ議案が可決

“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。

12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、

県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。

また、県議会のすれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、

ルールを守らず議案に關係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。

無駄な議論をする時間など1分1秒許されません。

税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを

自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである

新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。

1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。

ボーナスの引上げは不本意ながら可決されました。

私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に

全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会をご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに
色分けしています。



維新の会

奈良県議会会派 日本維新の会

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員控室)

メンバー紹介

しまづ つとむ

清水 勉

北葛城郡

- 総務審議委員会
- 総合防災対策特別委員会
- 議会運営委員会

なかがわ たかし

中川 崇

奈良市・山辺郡

- 建設委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

くどう まさゆき

工藤将之

桜井市

- 厚生委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会

はらやま だいすけ

原山大亮

橿原市・高市郡

- 総務審議委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会
- 議会運営委員会

ふくだ としや

福田倫也

大和高田市

- 厚生委員会
- 南部・東部地域振興対策特別委員会

さよた のりあき

清田典章

香芝市

- 経済労働委員会
- 少子化対策・女性の活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

ほしかわ だいち

星川大地

奈良市・山辺郡

- 文教くらし委員会
- 総合防災対策特別委員会

旧態依然の県議会改革!

12月定例会 日本維新の会が行った申し入れ

▶ 新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。

▶ 県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員

物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円
令和4年度 合計

約11万円
アップ

約377.9万円
令和5年度 合計

●議長

約454.7万円
令和4年度 合計 → 約468.7万円
令和5年度 合計

約397.2万円
令和4年度 合計 → 約409.4万円
令和5年度 合計

令和5年 12月定例会

代表質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかまち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のがん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



① 奈良県教育の充実について

質問 高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

次世代への投資は、奈良県の成長につながるとの強い信念を持っている。子どもたちに自らが希望する道を経済的な事情を気にすることなく歩んでもらいたいと考え、高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収目安が910万円までの世帯に国の就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収目安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾式化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。

一般質問

一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 觀光行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

関西広域連合全部参加のメリットについて

質問 既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考える。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようになる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 国内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城宮跡歴史公園の整備について

西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

質問 西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱な複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

星川 大地 議員



- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 警察職員の働き方について

インターネット上の誹謗中傷について

質問 高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁 いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は QRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水 原山 山田

衛生委員会

経済労働委員会



佐藤 松木 清田

建設委員会

文教くらし委員会



福西 岡本 望月

農林水産委員会

教育委員会

第11号様式の11(第5条関係)

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 工藤 将之

| | |
|----------------|---|
| ① 政務活動事務所 | <input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外 |
| ② 所在地 | 住所 奈良県桜井市栗殿 1030-1 電話 090-9543-0910 延べ床面積 25.44 m ² |
| ③他用途との兼用 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ④所有区分 | <input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無) |
| ⑤按分率の考え方 | <input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 25.44 m ² (a) うち政務活動使用面積 25.44 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 25.44 / 25.44 → <input type="checkbox"/> 按分率 100 / 100 |
| ⑥事務所賃借料の計上 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方 : 政務活動のみに使用) |
| ⑦駐車場代の計上 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方 :) |
| ⑧光熱水費・維持管理費の計上 | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 100 / 100 (按分率の考え方 : 政務活動のみに使用) |
| ⑨備考 | |

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。



建物賃貸借契約書

| | | |
|-----|----------|--------|
| 物件名 | 桜井もちの木ビル | 301 号室 |
| 借主名 | 工藤将之 殿 | |

建物賃貸借契約書

| | | | | |
|---------|--------------------------------|-----------------|------------------------|---------|
| 物件表示 | 名称 | もちの木ビル 301号室 | | |
| | 所在地 | 奈良県桜井市稟殿1030-1 | | |
| | 構造 | 鉄骨造り | | |
| | 目的物件 | 事務所・店舗ビル | | |
| 賃貸人(甲) | 中井殖産株式会社 | | | |
| 賃借人(乙) | 工藤将之 | | | |
| 連帯保証人 | | | | |
| 賃貸借契約期間 | 令和6年3月 1日 より 令和9年2月28日迄 (3年更新) | | | |
| 賃貸借条件 | 保証金 | ¥120,000円也 | | |
| | 賃料 | 月額 ¥60,000円也 | | 月額 ¥ 円也 |
| | 管理費 | 月額 ¥3,000円也 | | 月額 ¥ 円也 |
| | 消費税 (10%) | 月額 ¥6,300円也 | | 月額 ¥ 円也 |
| | 合計 | 月額 ¥69,300円也 | ※毎月27日迄に翌月分を下記の方法で支払う | |
| 支払方法 | ・普通振込 | 近畿産業信用組合 | | |
| | ・自動送金 | フリガナ | ナカイショクサン (カ) | |
| | ・自動引落 | 口座名義 | 中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男 | |
| 鍵 | ナンバー | 2本 | | 本 |
| | 受取日 | 令和 平成 6年3月1日 | 署名 | 工藤将之 |
| メールBOX | □ | □ | □ | □ |
| 備考 | | | | |

表記の賃貸人(以下甲という)と表記の賃借人(以下乙という)とは表記の建物(以下本物件という)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

第1条(使用目的)

乙は次の目的及び用途、商号をもって本物件を使用するものとし使用目的・業態・用途の変更は原則として認めないものとする。

| | |
|------|-------|
| 使用目的 | 議員事務所 |
| 用 途 | 事務所 |
| 商 号 | |

第2条(賃貸借期間)

- (1) 賃貸借の期間は表記の期間とする。双方異議がなければ本契約は更新されるものとし、以後も同様とする。
- (2) 乙が本契約の解約を申し入れる時は、3ヶ月以前にこの旨を甲に通知しなければならない。尚、この意思表示は原則として書面をもって行いこれを取り消すことができない。
- (3) 甲が解約を申し入れるときは、6ヶ月以前に乙に請求するものとする。

第3条(賃料・共益費・駐車料金)

- (1) 本物件に対する賃料、共益費、駐車料金、その他費用(以下賃料等という)は表記の金額とする。乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。尚、銀行振込・引き落としの場合、手数料は乙の負担とする。
- (2) 本契約締結日もしくは賃貸借の開始日が月の途中の場合、賃料は日割計算とする。但し、乙の都合により解約をする場合の計算は日割によらず終了月分全額を支払うものとする。
- (3) 賃料等は物価ならびに公租・公課・地代等の変動又は近隣に比較して不相当となった時、甲は契約期間中において3ヶ月前の通知により乙に対してそれを請求する事ができる。この場合、乙は適正な範囲内において増額に応じなければならない。
- (4) 乙は期日までに賃料等の全部又は一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年29.2%の遅延損害金を甲に支払うものとする。

第4条(諸料金)

本物件を使用することに伴って発生する電気・ガス・上下水道・衛生費・通信費・町内会費等一切は乙の負担とし3条1項の賃料等とは別に支払うものとする。

第5条(保証金)

- (1) 乙は保証金として表記の金額を差入れ、甲はこれを正に受領した。但し、保証金は無利息とし、本契約が終了して本物件の明け渡し完了後、甲は表記の解約引金を引き1ヶ月後、乙に返還する。

- (2) 乙は本契約が終了し、明け渡しの時でなければ、保証金をもって賃料等、その他本契約上の支払に充当することを甲に主張する事はできないものとする。
- (3) 乙は甲に差し入れた保証金の返還請求権を第三者に譲渡、又は債務の担保に供してはならない。
- (4) 本契約が終了し明け渡しの時、甲は原状回復費用、修繕費、未納賃料等、甲に対する本契約に基づく乙が負担すべき債務がある場合は、保証金から差し引いて乙に返還するものとする。

第6条(賃借人の注意・禁止事項)

- (1) 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって保全し、使用するものとする。
- (2) 乙は本物件内外のゴミ置き場、下水溝、排水溝等の共同施設に支障をきたさないことはもちろん清掃美化に努めなければならない。
- (3) 本物件において次に該当することは禁止する。
 - イ) 階段・廊下・通路等の共同部分に乙の物品を置くこと。
 - ロ) 共同部分を乙において専用的に使用すること。(物置等の設置を含む)
 - ハ) 壁、床、天井等にみだりに釘、押ピンを打ったり、テープ等を貼る行為。
- ニ) 乙は本物件内及び敷地内で動物・鳥獣・ペットを飼育又は預かること。
 - ホ) 危険物、不潔、悪臭その他第三者に迷惑を与える物の持ち込み。
 - ヘ) 住居として使用又は宿泊すること。

第7条(原状変更)

- (1) 乙は次に掲げる施設の設置・工事・施工、或いは内装の模様替え、重量物の搬入を行うにあたっては予め甲に対して設計図面を提出し書面による承諾を得たときでなければ、本物件の原状を変更する事ができないものとする。又、その工事費用等は乙の負担とする。
 - イ) 室内外の造作など壁・床・天井・戸・窓等に変更を加える工事。
 - ロ) 上下水道・排水・排気・電話・電力、ガス引込・電灯・冷暖等その他の施設工事。
 - ハ) 看板等、広告物の掲載・施設(置看板も含む)
- ニ) その他前記に準ずるすべての物
- (2) 乙が前項の規定に反し、工事を無断で施工した場合、甲は、これを中止・撤去させることができる。
- (3) 乙の設置した造作・設備のうち、本物件に付加して一体となった物は甲の所有とする。

第8条(修理)

- (1) 甲は本物件の本体及び基本設備・機械装置等の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。但し、乙及び乙の関係者・使用人の故意、過失によって本物件及び共同施設を滅失・毀損したとき、乙はこれを修理して原状に復するか、又は甲の決定する損害賠償金を支払わなければならないものとする。又、他の賃借人もしくは第三者に損害を与えたときも同様とする。

- (2) 本契約期間中における本物件内の壁・天井・床等に関する、修繕及び模様替え・塗り替え、消耗品等の取替えは乙の負担とする。

第9条(転貸等の禁止)

乙は理由の如何を問わず本物件の全部又は一部(共同使用・その他これに準ずる行為を含む)を第三者に転貸、又は本契約に基づく賃貸権もしくは債務又は債権を譲渡するなど一切の行為をしてはならない。前記第三者が事実上、親子関係・同属関係または乙の個人会社等である場合も同様とする。

第10条(通知義務)

乙は次の各号に該当するときは直ちにその旨を書面によって届けなければならぬ。

- (1) 本物件を引き続き1ヶ月以上使用しないとき。
- (2) 乙又は連帯保証人の住所・氏名・身分・主たる事務所の所在地等の変更があったとき。
- (3) 乙又は連帯保証人の代表者、役員、定款、組織、営業内容等の変更があったとき、もしくは実質的に変更があったと認められるとき。
- (4) 本物件に自己の管理責任者をおくとき、またはその変更があったとき。
- (5) 合併その他により第三者に地位を承継させるとき。

第11条(契約の解除)

乙(同居人及び関係者を含む)が次の各号に該当する行為をしたとき、甲は乙に対して何等の通知、催促を要しないで直ちに本契約を解除することができ、乙は直ちに本物件を明け渡しするものとする。甲が本契約を解除した為、乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

- (1) 乙が賃料等、その他本契約上の債務の支払について1ヶ月以上怠ったとき。
- (2) 乙が本物件を第1条に定める目的・用途・商号以外に使用したとき。
- (3) 乙が破産・和議・会社更生・競売・差押え・強制執行もしくは保全処分の申し立てを受けたとき又は申し立てたとき。
- (4) 乙が申込書に虚偽の記載をし、身分等を偽ってこの契約が締結されたとき。
- (5) 乙が甲又は近隣者に迷惑・損害を与えたとき。
- (6) 乙が本物件において公序良俗に反する行為(警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき)
- (7) 乙が反社会的と認められる団体(暴力団・過激な政治及び宗教活動の団体)及びその構成員と判明したとき。又、団体の事務所として本物件を使用し、看板、代紋等の表示を室内外に提示したとき。又、建物室内及び廊下等の周辺において一見して団体関係者と認められるような服装態度で徘徊し、近接者及び付近住民に不安を抱かせるような行為を行ったとき。
- (8) 本契約又はこれと関連して締結された契約、もしくは覚書等の各条項に違反したとき。

第12条(立入)

甲又はその使用人等は業務上の必要がある時、乙の承諾を得て本物件内に立ち入り点検し必要があれば乙に対して適宜の措置を求め、又は自らその措置をとることができる。但し、火災、盗難等緊急の場合は甲は乙に予め承諾を得ることを要しない。

第12条(契約の消滅等)

- (1) 法律又は命令、或いは公共事業の為により建物が使用禁止又は、収去される場合又は、天災・火災等の為、建物が滅失した場合には、本契約は自然に消滅するものとする。
- (2) 甲乙は、天災・火災・盗難等、その他、当事者の帰すべきでない事由によって被った双方の損害にたいしては、各相手方はその責めを負わぬものとする。但し、火災の場合、失火者に故意もしくは重過失のある時は、その損害を賠償しなければならない。

第14条(賃貸借物件の返還及び原状回復)

契約期間満了・解約・解除・その他・賃借権が消滅したと場合、乙は次の定めに従って本物件を甲に遅滞なく明け渡しするものとする。

- (1) 本契約において明け渡しとは、次に掲げる各事項を乙の費用をもって完了したときをいう。
 - イ) 乙及び乙の関係者すべての者の退去。
 - ロ) 乙が契約中に搬入した全ての什器・備品等の搬出。
 - ハ) 甲の指定する乙の費用で新設・付加した造作・設備の撤去。
- 二) 本物件内外の清掃及びゴミの撤去・処理。
- ホ) 乙は転出の際、甲に本契約書並びに鍵全部を返還し、電気・ガス・水道各料金は転出当日までに使用料の精算を済ませ、領収書を甲に提示すること。
- (2) 乙は本物件を原状に復して明け渡しをしなければならない。乙が本物件を明け渡した後、本物件内外に乙の残置物のある場合には、甲は乙がその所有権を放棄したものとして任意に撤去・処分し、これに係る費用を乙に請求することができる。
- (3) 明け渡しの際は甲及び甲の代理人が本物件の点検を乙と立会いの上、実施し、乙の故意、過失による破損した部分がある時は甲の指定業者がこれを修理するものとし、その見積もられた費用を乙は甲に支払和なければならない。
- (4) 本契約終了と同時に乙が本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から明け渡し終了に至るまで賃料・共益費・駐車料金の倍額に相当する違約金とそれに伴う損害金を乙は甲に支払うものとする
- (5) 乙は本物件の明け渡しに際し、この事由、名目の如何を問わず、本物件内の造作・設備等について支出した必要経費・有益費の償還・買取請求等又、移転料・立退料等を甲に対して一切請求できないものとする。

第15条(見做し解約)

- (1) 乙が甲に対して第10条1項に定める届けをしないで1ヶ月以上本物件を使用しないとき、或いは甲に無断で1ヶ月以上不在又は行方不明等、何等の連絡方法もないなど賃借の意思が無いものと推定されるときは、甲は乙が解約を申し入れ本物件を明け渡したものと見做す。この場合、甲がその事実を知った日をもって本契約の解約とする。
- (2) 前項の場合、甲は警察官又は第三者2名の立会いを以って、乙の什器・備品等を任意の場所に移転・保管するも乙は異議無いものとする。尚、1ヶ月以上経過しても受取人の無い場合は所有権を放棄したものと見做し任意に廃棄処分されるも異議無いものとする。この場合は、明け渡しに要した費用(裁判費用・弁護士費用・運送料・荷物運搬日当・荷物保管料・廃棄処分料等)は全て乙の負担とする。

第16条(連帯保証人)

- (1) 乙の連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、この契約から生ずる一切の乙の債務につき、乙と連帯して履行の責に任ずるものとする。
- (2) 連帯保証人の死亡等により欠員となったとき、もしくは甲が連帯保証人として不適格と乙に告知した場合、乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人をたて、所定の手続きを行うものとする。

第17条(駐車場の使用許可)

- (1) 乙は甲との間で別に駐車契約を結ばない限り、本物件の敷地内に車両を駐車させてはならない。尚、本契約が解禁になったときは駐車場契約も解除されるものとする。
- (2) 駐車場の管理責任を甲は負わないものとし、駐車中の車両の盗難及び物損事故又は無断駐車は乙において対処するものとする。

第18条(店舗総合保険)

乙は本契約と同時に甲指定の店舗総合保険に加入し、本契約終了まで加入を継続しなければならない。

第19条(本契約に関する紛争)

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じた時は、甲の住居地の裁判所を管轄裁判所とすることに甲及び乙は予め合意する。

第20条(規定外事項)

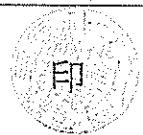
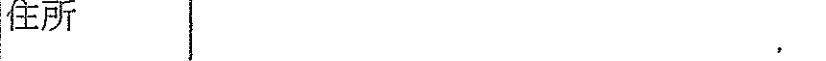
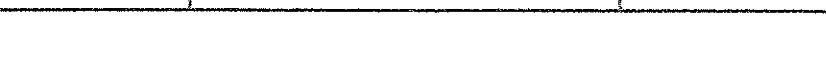
本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各自信義を重んじ誠意を以って協議・善処しなければならない。

特約事項

1. 乙は前契約者の施工した内装設備を引き継いで本物件を現状有姿のまま使用するものとするが、乙は本契約を解約する場合、前契約者の施工した内装設備部分と乙自身が施工した内装設備を乙の費用負担もって解体撤去し本物件を原状に回復して甲に明け渡すものとする。

上記契約の証として各自、署名・捺印の上、本契約書2通を作成し賃貸人・賃借人各自、1通を保有するものとする。

令和 6年 2月 29日

| | | | | | |
|------------|-------|---|---|--|--|
| 賃貸人 (甲) | 住所 | 大阪市中央区農人橋2-4-12 | | | |
| | フリガナ | ナカイ ショクサン カブシキガイシャ | | | |
| | 氏名 | 中井殖産株式会社 代表取締役 中井富男 |  | | |
| | 連絡先 | (06) 4790-9981 | | | |
| 賃借人 (乙) | 住所 | 奈良県橿原市粟殿612-8 | | | |
| | フリガナ | グドウ マサユキ | | | |
| | 氏名 |  | | | |
| | 自宅 電話 |  | | | |
| 連帯保証人 | 勤務先名 | 奈良県議会 | 電話 0742-27-7454 | | |
| | 住所 |  | | | |
| | フリガナ |  | | | |
| | 氏名 |  | | | |
| | 自宅 電話 |  | | | |
| 仲介人 | 勤務先名 |  | | | |
| | 電話 |  | | | |
| 取引主任者 | | | | | |
| 担当者 | | | | | |

解 約 通 知 書

通知年月日 年 月 日

賃貸人:中井殖産(株) 殿

管理者:中井殖産(株) 殿

電話:06-4790-9981

FAX:06-7635-8203

賃借人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

賃借人 _____ は 301 号室の賃貸借契約を解約し、

年 月 日 までに明け渡すことを通知し、確実に履行することを

確認いたします。万一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、

私の遅延によって発生した損害は弁償いたします。

※注意 この通知書は、明け渡し3ヶ月以前に提出して下さい。

| | |
|-------|----------|
| 通知受取 | 令和 年 月 日 |
| 家賃切れ日 | 令和 年 月 日 |
| 引越・立会 | 令和 年 月 日 |